

【統合版】喬木村役場特定事業主行動計画の実施状況及び 喬木村における女性の活躍状況の公表

喬木村では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づいて「【統合版】喬木村役場特定事業主行動計画」を策定・実施しています。この度、女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表します。

あわせて、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、喬木村における女性の活躍状況を公表します。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

（１）管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合

	目 標 (令 和 8 年 度)	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度
管理職割合	30% 以上	25.0%	29.4%
課長相当職	—	0.0%	0.0%
課長補佐相当	—	30.0%	27.3%
係長相当職	—	35.7%	46.7%

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

（１）男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

	目 標 (令 和 8 年 度)	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
男性職員	30% 以上	0.0%	0.0%
女性職員	—	100.0%	100.0%

取得期間の分布状況（令和 7 年度）

【男性職員】

- ・ 1 年未満 : 0.0%
- ・ 1 年以上 2 年未満 : 0.0%
- ・ 2 年以上 : 0.0%

【女性職員】

- ・ 1 年未満 : 0.0%
- ・ 1 年以上 2 年未満 : 100.0%
- ・ 2 年以上 : 0.0%

（２）超過勤務の状況（一月当たりの平均超過勤務時間）

	目 標 (令 和 8 年 度)	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
管理職	月 12 時間 以下	1.5 時間	6.3 時間
管理職以外	月 12 時間 以下	5.9 時間	4.9 時間

《職員の給与の男女の差異の情報公表》

(1) 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.5%
全職員	68.9%

(2) 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊「任期の定めのない常勤職員」の給料については、条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(ア) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長相当職	－%
課長補佐相当職	107.2%
係長相当職	98.9%

(イ) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	－%
31～35年	93.2%
26～30年	82.6%
21～25年	－%
16～20年	91.9%
11～15年	97.3%
6～10年	88.2%
1～5年	108.9%

【説明欄】

- ・パートタイムの職員は、常勤職員の所定勤務時間等を参考として、職員を数える単位として「時間」を用い、職員数を換算している。
- ・パートタイムの職員のうち、常勤職員の所定勤務時間と比して勤務時間が著しく短い者は算定の対象に含まない。